

## “人手不足”時代・労働者の権利意識の高揚

無期転換ルール

長澤運輸事件・  
ハマキョウレックス事件

働き方改革関連法

# 今、必要な労務管理とは！？ 労務管理徹底対策セミナー

諸施策・問題従業員への対応方法を  
使用者側弁護士が解説！

開催日時

**10月19日(金) 14:00～16:00**

こんな疑問を持つ企業経営者・管理者の皆様のご参加をお勧めいたします！

- ✓ 「働き方改革関連法」が実務にどのような影響を与えるか知りたい
- ✓ 現在の労働環境における労務管理の着眼点が知りたい
- ✓ 実際の労務トラブル・労務紛争の具体的内容と対策を知りたい
- ✓ 「働き方改革関連法」を踏まえた諸施策の実施方法，問題従業員への対応を知りたい

### 講師紹介



#### 弁護士 前田尚一

(札幌弁護士会所属)

##### 【経歴】

岩見沢市に生まれる。北大法学部卒業  
平成元年 弁護士登録  
平成5年 前田尚一法律事務所開設  
STV「どさんこワイド」UHB「のりゆき  
のトークDE北海道」、HBC「カーナビ  
ラジオ午後一番！」ほか出演  
財界さっぽろ「会社を守る法律講座」連載中  
J R札幌病院倫理委員・臨床研究審査委員  
元・北海道大学法科大学院実務教員

“『法律』は、法律を知っている者に味方する！！”  
を信条に、企業、特に中小企業からの依頼に広く応じてきた。経営者の立場から、一般的な労務トラブル・紛争を扱ってきたことに加え、労働組合が関わった労働事件も担当。

最高裁判所で、全面敗訴の高裁判決を破棄させたり、中央労働委員会で、北海道労働委員会の不利益な判断を勝訴的和解へと切り替えさせた実績がある。

# セミナー概要

「残業時間」の上限規制、「同一労働同一賃金」の実現、「脱時間給制度」の導入を柱とする「働き方改革関連法」が、6月29日、成立しました。

これに先立ち、6月1日に、長澤運輸・ハマキョウレックス事件の最高裁判決が出されたほか、4月から、「無期転換ルール」が開始しています。日本の労働慣行は大きな転換点を迎えるとか、今後の実務に大きな影響を与えるなどといわれています（雇用の「2018年問題」）。

しかし、数年前から構造的な「人手不足」が急激に進行する一方、電通「過労自殺」事件、ヤマト運輸「サービス残業」事件などが社会問題化し、ますます労働者の権利意識が高まっている時代。労働大転換が、政府主導の「70年ぶりの大改革」であるだけに、大きな話ばかりに惑わされることになりかねません。特に中小企業では、諸施策の対処、問題従業員対策といった具体的な対応にまで及ぶことができないおそれがあります。

巷では、最高裁判決、法律成立のたび、直ちに、多数の【緊急】セミナーが開催されています。

しかし、当事務所は、敢えて一呼吸置いて、「働き方改革関連法」成立後の、実際の動向が観察・把握できた時点での【緊急】セミナーを開催します。使用者側の労働問題に精通した弁護士が、「ブラック企業」の汚名を着せられたり、人財の確保・定着を妨げかねない労務問題・労務トラブル・労務紛争の実際を見直しながら、各企業が、独自性に応じ、個別具体的に、問題従業員対応、諸施策に落とし込むことができる実務対応を中心に解説いたします。

## 開催概要

日時

**2018年10月19日（金） 14:00～16:00**

会場

コンチネンタルビル 4階会議室

地下鉄東西線西1丁目駅より徒歩45秒  
駐車場あり（有料）

受講料

**2,000円（税込）**

**参加特典**

- 1 個別無料法律相談**
- 2 就業規則無料診断**

外

参加ご希望の方は、下記の枠内をご記入の上FAXにてご返送下さい

締切：8月31日（金） FAX：011-261-6241

お電話でのお申し込みも大歓迎。 ☎ 0120-481744（24時間受付）

所属先名		ご芳名	
ご住所	〒		
ご連絡先	【TEL】		【FAX】
Eメールアドレス		@	

10月19日（金）参加申し込みます

前田尚一法律事務所

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル9階